# 岡山県行政書士会倫理規程

平成17年12月20日制定

## 第1章 総則

- 第1条 岡山県行政書士会(以下「本会」という。)は、日本行政書士会連合会(以下「連合会」という。)によって定められた行政書士倫理綱領を、本会会員(以下「会員」という。)が実践する 具体的な職務上の倫理と行為規範として明らかにするため、この倫理規程を制定する。
- 第2条 会員は、法律専門職として、国民の権利の擁護と義務の履行に貢献することを使命とし、 国民の利便向上と社会の繁栄進歩に寄与しなければならない。
- 第3条 会員は、名誉を尊び国民が信頼を寄せるに足りる品位を保持するために、人格を磨き良識と教養を深めなければならない。
- 第4条 会員は、日々研鑽を重ね、法令及び業務に精通して適正な職務を遂行しなければならない。
- 第5条 会員は、行政書士法、同施行規則、連合会会則、規則及び本会会則(以下「会則」という。)、 規程並びに決議を遵守しなければならない。
- 第6条 会員は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み若しくはこれに加わり、又はこれらの事業に自己の名義を利用させてはならない。
- 第7条 会員は、詐欺的行為、暴力その他違法又は不正な行為を行い、若しくはこれらの行為を助 長、又は利用してはならない。
- 第8条 会員は、事案の処理に当たっては、必要な法令の調査及び必要かつ可能な事実関係の調査 を行うよう努めなければならない。
- 第9条 会員は、職務を行うに当たっては、事実の真否を冷静に判断し、いやしくも事実を虚構したり、歪曲するようなことがあってはならない。
- 第10条 会員は、職務上の権限を目的外に行使してはならない。
- 第11条 会員は、虚偽又は品位を損なう広告、宣伝等をしてはならない。
- 第12条 会員は、依頼者の紹介に伴う謝礼その他の対価の授受を行ってはならない。
- 第13条 会員は、業務に関する帳簿等の保管又は廃棄に際しては、個人情報に関する事項が漏れないよう特段の注意をしなければならない。
- 第14条 会員は、補助者及び使用人を職務に従事させるに際し、補助者及び使用人が第22条をはじめ、本規程に反しないよう指導及び監督をしなければならない。

## 第2章 依頼者との関係における規律

- 第15条 会員は、依頼の目的が達成できる見込みがないのに、できるように装って事案を引き受けてはならない。
- 第16条 会員は、依頼の目的又はその達成手段が明らかに不当な事案を引き受けてはならない。
- 第17条 会員は、事案の依頼があったときは、依頼者の利益を損なうことがないよう速やかにその諾否を意思表示しなければならない。
- 第18条 会員は、依頼の趣旨に基づき、その内容及び範囲を明確にして事案を引き受けなければ ならない。
- 第19条 会員は、事案の引き受けに際し、特異な問題が予見されるときは、法律専門職としての 立場から、率直な意見を述べなければならない。
- 第20条 会員は、事案の引き受けに際し、依頼者の相手方と特別な関係があり依頼者との信頼関係に影響を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対し、その旨を告げなければならない。
- 第21条 会員は、事案を引き受けた場合は、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない。
- 第22条 会員は、事案から知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。
- 第23条 会員は、事案に関する書類等を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 第24条 会員は、依頼者に対し、重要な事項及び事案の処理経過について、必要に応じて報告しなければならない。
- 第25条 会員は、引き受けた事案の処理を継続できなくなった場合には、速やかにその事実を依頼者に報告しなければならない。
- 第26条 会員は、事案の処理が終了したときは、金銭の精算、物品の引き渡し、預かった書類の返還等を速やかに履行しなければならない。
- 第27条 会員は、適正な報酬で良質な役務を提供しなければならない。
- 第28条 会員は、特別な事情がない限り、依頼者と金銭の貸借をし、又は自己の債務について依頼者に保証を依頼し、若しくは依頼者の債務について保証をしてはならない。
- 第29条 会員は、依頼者との信頼関係を常に保持するよう心がけ、業務に関して紛議が生じた場合には、協議により円満に解決するよう努めなければならない。
- 第30条 会員は、依頼者を保護するため、職務上の責任について業務賠償責任保険に加入する等、 適切に対応できるよう努めなければならない。

## 第3章 官公署等との関係における規律

- 第31条 会員は、官公署等において、国民と行政との架け橋としての地位を自ら放棄するような 行為をしてはならない。
- 第32条 会員は、行政の簡素化の趣旨を十分理解し、引き受けた事案をいたずらに錯綜させてはならない。
- 第33条 会員は、手続の時間や書類の提出に際し、官公署等の職務上の規律を乱してはならない。
- 第34条 会員は、官公署等から委嘱された事項を、正当な理由なく拒んではならない。
- 2 官公署から委嘱された事務に従事した会員又は無料相談等に関与した会員は、その事案を自己が引き受けるよう相手を誘導してはならない。
- 第35条 会員は、引き受けた事案に関して便宜を得る目的で、行政の担当者等と私的に接触して 行政作用の適正を誤らせてはならない。
- 第36条 会員は、引き受けた事案に関して官公署等との間で紛議が生じた場合は、依頼者の正当な利益を確保するため、関係法令等に基づき、適正な処置を講ずるよう努めなければならない。

### 第4章 連合会及び本会との関係における規律

- 第37条 会員は、連合会及び本会の会務が円滑に遂行できる運営体制の構築に協力しなければならない。
- 第38条 会員は、連合会及び本会の運営方針等が着実に実行できるよう協力しなければならない。
- 第39条 会員は、連合会又は本会から委嘱された事項を誠実に履行しなければならない。
- 第40条 会員は、法令及び会則等に基づく連合会並びに本会の指導が実効性を発揮できるよう協力しなければならない。

## 第5章 会員相互間における規律

- 第41条 会員は、相互の融和を図り、行政書士としての名誉と信義を重んじなければならない。
- 第42条 会員は、他の行政書士が引き受けている事案を、不公正な方法で誘引し、又は不当に侵害してはならない。
- 第43条 依頼者が他の行政書士へ依頼替えをしようとするときは、特別の事由のない限りこの依頼替えを拒んではならない。
- 第44条 会員は、他の行政書士と共同して職務を行う場合には、依頼の趣旨の実現に向けて相互 に協力しなければならない。

第45条 会員は、他の行政書士を誹謗又は中傷する等、信義に反する行為をしてはならない。

第46条 会員は、業務に関して他の行政書士との間に紛議が生じた場合には、協議により円満に解決するよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成17年12月20日から施行する。

(平成17年12月20日理事会議決)